

飯盛霊園組合霊園だより広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、飯盛霊園組合広告掲載要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、飯盛霊園組合（以下「組合」という。）の霊園だよりに広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の基準)

第2条 要綱第4条に定める組合の取り扱う広告として不適当なものに該当する広告は、霊園だよりの広告として掲載しないものとする。

(広告の掲載箇所)

第3条 広告の掲載箇所は、霊園だよりの各ページの記事下とし、掲載数及び掲載ページは、事務局長が定めるものとする。

(広告の規格等)

第4条 広告の種別及びサイズは、次のとおりとする。

種別	サイズ	
規格1	縦 5. 0 cm	横 1 2. 0 cm
規格2	縦 5. 0 cm	横 2 4. 5 cm
規格3	縦 1 0. 5 cm	横 1 2. 0 cm
規格4	縦 1 0. 5 cm	横 2 4. 5 cm

2 広告の内容、デザイン等については、組合及び霊園だよりの目的、品位等を損なわないものとし、事前に協議するものとする。また、霊園だよりの一部であるかのように受け取られるおそれのある表現又は組合の事業であると錯誤を受けるおそれのある文言等は使用しないこととする。

(広告掲載の募集)

第5条 広告掲載の募集は、ホームページへの掲載等により行うものとする。ただし、募集詳細については、霊園だより発行計画の都度、事務局長が別に定める。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、飯盛霊園組合霊園だより広告掲載申込書（様式第1号）により管理者に申し込むものとする。

(広告掲載の決定等)

第7条 管理者は、前条の申込書を受理したときは、審査のうえ、広告掲載の可否を決定する。

2 管理者は、前項の規定に基づき、広告掲載の可否を決定したときは、申込者へ飯盛霊園組合霊園だより広告掲載可否決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

3 第3条に定める広告掲載数を超えての申込みがあったときは、抽選により当選者を決定する。

（広告掲載料）

第8条 広告掲載料は、次のとおりとする。

種別	広告掲載料
規格1	50,000円
規格2	100,000円
規格3	100,000円
規格4	200,000円

（広告掲載料の納付）

第9条 広告掲載の決定を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、要綱第10条により広告掲載開始日前の管理者が指定する期日までに、広告掲載料を一括納付しなければならない。

（掲載広告の作成等）

第10条 掲載広告は、広告主の責任及び経費負担で作成し、管理者が指定する期日までに、J P E G形式等の画像データを管理者に提出しなければならない。

（広告掲載の取消し）

第11条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を広告主に通告することなく広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 指定する期日までに画像データの提出がないとき。
- (3) その他、広告主又は広告内容が不相当と管理者が判断したとき。

（広告掲載料の返還）

第12条 広告掲載後の広告掲載料は、返還しない。ただし、組合の都合により広告の掲載ができなくなった場合は、この限りでない。

(広告主の責任)

第13条 広告については、組合が推奨するものではなく、広告の内容等、掲載された広告に関しては、広告主が一切の責任を負う。

2 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、自らの責任と負担において解決しなければならない。

(補則)

第14条 この要領に定めるもののほか、霊園だよりの広告掲載に必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年11月1日から施行する。